

日程番号 8	会議案第 1 号	議会広報特別委員会の設置について
日程番号 9	議報告第 3 号	議会広報特別委員長及び副委員長の互選結果報告
日程番号 10	選挙第 3 号	十勝圏複合事務組合議会議員の選挙
日程番号 11	選挙第 4 号	とちろ広域消防事務組合議会議員の選挙
日程番号 12	選挙第 5 号	北十勝 2 町環境衛生処理組合議会議員の選挙
日程番号 13	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて
日程番号 14	承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて
日程番号 15	承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて
日程番号 16	承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて
日程番号 17	承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて
日程番号 18	議案第 1 号	監査委員の選任について
日程番号 19	議案第 2 号	物品購入契約の締結について
日程番号 20	議案第 3 号	士幌町町税条例の一部を改正する条例案
日程番号 21	議案第 4 号	士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
日程番号 22	議案第 5 号	物品購入契約の締結について
日程番号 23	議案第 6 号	令和 5 年度士幌町一般会計補正予算 (第 2 号)
日程番号 24	議案第 7 号	令和 5 年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(閉会中継続調査申出書)

2 出席議員 (12名)

1 番 中村 貢	2 番 森本 真隆	3 番 山中 明裕	5 番 矢坂 賢哉
6 番 牧野 圭司	7 番 大西 米明	8 番 西山 伸宏	9 番 伊藤 健蔵
10 番 成田 哲也	11 番 曾我 弘美	12 番 秋間 紘一	13 番 河口 和吉

3 欠席議員 (0名)

4 地方自治法 121 条の規定による説明のための出席者

町長	高木 康弘	代表監査委員	佐藤 宣光
教育長	土屋 仁志		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	総務課長	西野 孝典
地域戦略課長	小野寺 務	会計管理者	三野宮 智恵子
町民課長	吉川 和美	産業振興課長	郷原 敏宏
建設課長	上山 英樹	道路維持担当課長	若原 裕
病院事務長	増田 達也	幼児教育課長	角田 淳二
特別養護老人ホーム施設長	齋藤 英雄	消防課長	仙石 讓

- 6 教育長の委任を受けて出席した者
 参事 川口 久 教育課長 川岸 滋一
 高校事務長 木下 雅子 給食センター長 加納 正信
- 7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者
 事務局長 加藤 吉宏
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
 事務局長 藤内 和三 総務係長 長岡 直美

9 会議録

会議の経過

(午前10時00分)

藤内 事務局長	<p>本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。</p> <p>年長の秋間紘一議員をご紹介します。</p> <p>秋間議員、臨時議長席にお着きください。</p>
秋間 臨時議長	<p>ただいま紹介されました秋間紘一です。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでのこの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>ただいまの出席議員は12名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回土幌町議会臨時会を開会します。</p>
高木町長	<p>ここで町長から招集の挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長、登壇願います。</p> <p>本日ここに、新しく選ばれた議員各位をお迎えして、町議会議員選挙後の初議会にあたり、ご挨拶を申し上げる機会をいただき、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>皆様には、このたびの町議会議員選挙におきまして、厳しい選挙戦の中、多くの町民からの支持のもとで、町の発展を願って立起され、見事に当選の栄に浴されました新人3名を含む12名の議員各位に心からお祝いとお喜びを申し上げます。</p> <p>本町は、大正10年の分村以来、先人や町民の皆様のためご努力により、着実に発展してきており、今年は102年目となります。</p> <p>新型コロナは、今週から季節性インフルエンザと同等の5類となったものの、ここ3年間のコロナ禍の影響や現下の国際情勢の長期化によるエネルギー、原材料等の価格、物価高騰も相まって、住民生活をはじめ、地域経済は大変厳しい状況であり、基幹である農業、商工業などの産業振興、子どもから高齢者まで安心して暮らすことのできる</p>

福祉施策、人口減少、デジタル社会の形成、カーボンニュートラルへの対応など、まちづくりの課題は山積しております。

私が町政執行の重責を担わせていただきましてから1年と2か月が経過しようとしています。

そのような中での町づくりは、第6期町づくり総合計画、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進とあわせ、第7期行政改革推進大綱を踏まえ、効率的かつ計画的な行財政運営に留意しつつ、地域の人・産業・資源を活かした「活力のある町」と、町民誰もが安心・安全、生きがいを実感できる「真に豊かな農村しほろ」を目指してまいります。

本町においては、平成21年に制定した町づくりの憲法とも言える「土幌町まちづくり基本条例」を基本とし、町・議会・町民がしっかりと連携しながら、それぞれの役割を果たすことが求められているところであります。議会が町民の代表機関としての機能を発揮され、町政推進に対し特段のご指導ご協力を賜りますよう、切にお願いを申し上げます。

結びに、議員各位が一層ご健勝にてご活躍されることとあわせ、本日決定される議会構成を基に、より充実した議会活動が展開されますことをご祈念申し上げ、選挙後初議会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

秋 間
臨時議長

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

1

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

2

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、臨時議長において2番、大西米明議員および3番、伊藤健蔵議員を指名します。

3

日程第3、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉じます。

(出 入 り 口 閉 鎖)

秋 間
臨時議長

ただいまの出席議員数は、12人です。次に立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規程により、立会人に5番、中村貢議員および6番、山中明裕議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投 票 用 紙 配 付)

秋 間
臨時議長

投票用紙の配付もれは、ありませんか。

(な し)

秋 間
臨時議長

配付もれなしと認めます。投票箱を点検いたします。

(投 票 箱 点 検)

秋間 臨時議長	異常なしと認めます。念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。
	(氏名記載)
秋間 臨時議長	ただいまから、投票を行います。 事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。
藤内 事務局長	投票順序を申し上げます。2番、大西米明議員、3番、伊藤健蔵議員、5番、中村貢議員、6番、山中明裕議員、7番、河口和吉議員、8番、矢坂賢哉議員、9番、曾我弘美議員、10番、森本真隆議員、11番、牧野圭司議員、12番、西山伸宏議員、13番、成田哲也議員、1番、秋間紘一議員。なお、臨時議長は臨時議長席において投票を行います。
	(投票)
秋間 臨時議長	投票もれはございませんか。 (なし) 投票もれなしと認めます。投票を終わります。 開票を行います。中村貢議員および山中明裕議員、開票の立会をお願いいたします。
	(開票)
秋間 臨時議長	選挙の結果を報告いたします。投票総数12票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票12票、無効投票0票。有効投票のうち河口和吉議員7票、秋間紘一議員5票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、河口和吉議員が議長に当選されました。 議場の出入り口を開きます。
	(出入り口を開く)
秋間 臨時議長	ただいま議長に当選された河口和吉議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。議長に当選された河口和吉議員から発言を求められておりますのでこれを許します。登壇願います。
河口議長	お許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げたいと思いません。 ただいま、栄誉ある土幌町議会議長にご選任を賜り心から感謝を申し上げます。 誠に光栄では存じますが、今その責任の重さをひしひしと感じている次第でございます。 私は議員各位のご理解とご協力を得るということを念頭において、円滑な議会運営と議会の更なる活性化に努めてまいり所存でございます。私から申し上げるまでもなく、町議会は執行者と議会とは共に切磋琢磨して住民福祉の増進に努めていくという二元代表制でありま

		<p>す。したがいまして本町議会におきましても、執行者である町長としてしっかりとした議論を重ね、町民のための施策を実践していくことが明日の土幌町の発展につながるものと確信をしております。</p> <p>本町に限らず、いま多くの地方自治体が厳しい財政状況におかれています。活力と魅力にあふれ、安全で安心していつまでも住み続けられる町づくり、これを進めていくことが町民皆様の願いであるとの認識に立ち、その付託に応えるべく議員皆様と共に邁進していく所存でございます。どうぞ今後とも議員皆様方の温かいご支援と併せてご指導ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。就任のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。</p>
	秋 間 臨時議長 河口議長	<p>これで臨時議長の職務はすべて終了いたしました。ご協力誠にありがとうございました。河口和吉議長、議長席に着席お願いいたします。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">(暫 時 休 憩)</p> <p style="text-align: center;">午前 10 時 24 分 休憩</p> <p style="text-align: center;">午前 10 時 35 分 再開</p>
1	河口議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。これからの議事日程は、ただいま配付しました第 1 号の追加により進めます。</p> <p>日程第 1、会期の決定を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
2	河口議長	<p>異議なしと認めます。したがって会期は、本日 1 日と決定しました。</p> <p>日程第 2、選挙第 2 号副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。</p> <p style="text-align: center;">(出 入 り 口 閉 鎖)</p>
	河口議長	<p>ただいまの出席議員は 12 人です。次に立会人を指名します。会議規則第 32 条の規定により立会人に矢坂賢哉議員および曾我弘美議員を指名します。投票用紙を配付します。</p> <p style="text-align: center;">(投 票 用 紙 配 付)</p>
	河口議長	<p>投票用紙の配付もれはありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	河口議長	<p>配付もれなしと認めます。投票箱を点検します。</p> <p style="text-align: center;">(投 票 箱 点 検)</p>
	河口議長	<p>異常なしと認めます。念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。</p> <p style="text-align: center;">(氏 名 記 載)</p>
	河口議長	<p>ただ今から、投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。</p>
	藤 内	<p>投票順序を申し上げます。1 番、秋間紘一議員、2 番、大西米明議</p>

事務局長	員、3番、伊藤健蔵議員、5番、中村貢議員、6番、山中明裕議員、8番、矢坂賢哉議員、9番、曾我弘美議員、10番、森本真隆議員、11番、牧野圭司議員、12番、西山伸宏議員、13番、成田哲也議員、7番、河口和吉議員。なお、議長は議長席において投票を行います。
	(投 票)
河口議長	投票もれは、ありませんか。
	(な し)
河口議長	投票もれなしと認めます。投票を終わります。
	開票を行います。矢坂賢哉議員、曾我弘美議員は開票の立会をお願いします。
	(開 票)
河口議長	選挙の結果を報告します。投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符号しています。そのうち有効投票12票、無効投票0票です。有効投票のうち、中村貢議員7票、伊藤健蔵議員4票、森本真隆議員1票。以上のおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって中村貢議員が副議長に当選されました。
	議場の出入り口を開きます。
	(出 入 り 口 を 開 く)
河口議長	ただいま副議長に当選された中村貢議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。副議長に当選された中村貢議員から発言を求められておりますので、これを許します。登壇願います。
中 村 副 議 長	一言ご挨拶を申し上げます。
	ただいま、議員皆様方のご推挙を得て、土幌町議会副議長の要職に就任することになり、誠に身に余る光栄でございます。
	ここにご推挙いただきましたからには、議長を補佐申し上げ、皆様方のお力添えをいただきながら、円滑なる議会運営と議会の更なる活性化に努めてまいり所存であります。
	議会といたしましても、全議員が一丸となって、行政の当局と建設的で真摯な議論を展開し、町政推進に一層の力を尽くしてまいりたいと考えております。
	どうか、先輩ならびに同僚議員の各位におかれましては、今後とも、なお一層のご指導とご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。
3	河口議長
	日程第3、議席の指定を行います。会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名します。
	ここで暫時休憩します。
	午前10時51分 休憩
	午前11時00分 再開
河口議長	休憩前に引き続き会議を開きます。

	藤内 事務局長	氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。 議席の指定結果を申し上げます。
		2番、森本真隆議員、3番、山中明裕議員、5番、矢坂賢哉議員、6番、牧野圭司議員、7番、大西米明議員、8番、西山伸宏議員、9番、伊藤健蔵議員、10番、成田哲也議員、11番、曾我弘美議員、12番、秋間紘一議員。以上でございます。
	河口議長	ただいま朗読のとおり、議席を指定します。議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席にお着き願います。
		ここで暫時休憩とします。
		午前11時01分 休憩
		午前11時02分 再開
	河口議長	休憩前に引き続き会議を開きます。
		日程第4、選任第1号 常任委員の選任を行います。
		ここで暫時休憩とします。
		午前11時02分 休憩
		午後 1時30分 再開
	河口議長	休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りします。常任委員の議選
		については、委員会条例第6条第2項の規定により、総務文教常任委員会委員に秋間紘一議員、伊藤健蔵議員、山中明裕議員、曾我弘美議員、森本真隆議員、成田哲也議員。
		産業厚生常任委員会委員に、大西米明議員、中村貢議員、河口和吉議員、矢坂賢哉議員、牧野圭司議員、西山伸宏議員以上の各6名を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。
		(異議なし)
	河口議長	異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり、常任
		委員に選任することに決定しました。
		ここで暫時休憩とします。
		午後 1時31分 休憩
		午後 1時31分 再開
	河口議長	休憩前に引き続き会議を開きます。ここで、私から産業厚生常任委
		員の辞任の申し出をいたしたいと思えます。
		私は、産業厚生常任委員会に所属をしておりましたが、議長の職責
		上、常任委員会を辞任したいと思えます。
		ただいま副議長に辞任願を提出しましたので、よろしく審議願いま
		す。
		副議長と交替します。
		暫時休憩いたします。
		午後 1時32分 休憩
		(河口議長退席)
		午後 1時33分 再開

	中 村 副 議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>議長は、地方自治法第 117 条の規定により除斥となりますので、副議長が議長の職務を務めます。</p> <p>ただいま、産業厚生常任委員に選任された議長から常任委員の辞任願が提出されました。</p> <p>お諮りします。議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、議題にしたいと思います。異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
追加	中 村 副 議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。</p> <p>追加日程、「議長の常任委員の辞任について」を議題とします。</p> <p>産業厚生常任委員に選任されました議長から常任委員の辞任願が提出されました。</p> <p>議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当ではなく、また行政実例でも議長については辞任を認められているところでもありますので、産業厚生常任委員を辞任したいとするものであります。</p> <p>お諮りします。本件は、辞任を許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
	中 村 副 議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議長の産業厚生常任委員の辞任を許可することに決定しました。</p> <p>除斥中の河口和吉議長の復席を求めます。</p> <p>ここで議長と交代いたします。</p> <p style="text-align: center;">(河口議長入場)</p> <p>ここで暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">午後 1時36分 休憩 午後 1時38分 再開</p>
5	河口議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>日程第 5、議報告第 1 号「常任委員長及び副委員長の互選結果報告」が議長の手元にまいりましたので、報告します。</p> <p>総務文教常任委員会委員長に森本真隆議員、副委員長に伊藤健蔵議員、産業厚生常任委員会委員長に矢坂賢哉議員、副委員長に西山伸宏議員、以上のとおり、互選された旨の報告がありました。</p>
6		<p>日程第 6、選任第 2 号「議会運営委員の選任」を行います。</p> <p>議会運営委員の選任については、委員会条例第 6 条第 2 項の規定により、議会運営委員に大西米明議員、中村貢議員、矢坂賢哉議員、曾我弘美議員、森本真隆議員、以上の 5 名を指名したいと思います。こ</p>

		れに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名したとおり議会運営委員に選任することに決定しました。 ここで暫時休憩いたします。 午後 1時39分 休憩 午後 1時41分 再開
7	河口議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 日程第7、議報告第2号「議会運営委員長及び副委員長の互選結果報告」が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。 議会運営委員会委員長に大西米明議員、副委員長に曾我弘美議員、以上のとおり、互選された旨の報告がありました。
8	長 岡 総務係長	日程第8、会議案第1号「議会広報特別委員会の設置について」を議題といたします。 職員に朗読させます。 議会広報特別委員会の設置について。 士幌町議会委員会条例第5条の規定により、次のとおり議会広報特別委員会を設置するものとする。 令和5年5月12日。 士幌町議会議長、河口和吉。 1、特別委員会の名称。議会広報特別委員会。 2、設置の目的。議会広報の公正な発行を期するため、編集方針及び内容の審査を行う。 3、特別委員の定数。5名。 4、設置の期間。令和5年5月12日から2年間。 5、閉会中の審査。委員会は閉会中も審査を行う。 6、審査結果の報告。委員会は、設置期間中審査結果の報告を省略する。 以上です。
	河口議長 藤 内 事務局長	提案理由を事務局長から説明します。 士幌町議会委員会条例第5条の規定において、特別委員会は必要がある場合において議会の議決で置くことができとなっております。 議会広報特別委員会は、議会の活動内容を町民にお知らせする議会広報の発行にあたり編集方針を定め、内容が公正であるか審査を行うために設置するものです。 委員の定数は5名とし、委員の任期は特別委員会の性格から長期間にわたることは望ましくなく、各委員会の任期と合わせて2年間で更新することとしています。 今回の改選により委員会が消滅いたしますので、新たに設置するた

		<p>めに提案するものです。</p> <p>一般的に各委員会の調査及び審査内容は定例会ごとに報告していますが、議会広報はその都度議会だよりを発行しておりますので、それを報告にかえる考え方であり、これを踏襲して設置期間中の審査報告を省略するものです。</p> <p>以上、提案理由の説明といたします。</p>
	河口議長	<p>質疑を行います。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	河口議長	<p>質疑を終結します。</p> <p>討論を省略し、採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>お諮りします。ただいま設置されました議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、議会広報特別委員に伊藤健蔵議員、中村貢議員、山中明裕員、牧野圭司議員、西山伸宏議員、以上5名を指名したいと思えます。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、ただいま指名しましたとおり、議会広報特別委員に選任することに決定いたしました。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">午後 1時45分 休憩</p> <p style="text-align: center;">午後 1時46分 再開</p>
9	河口議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>日程第9、議報告第3号「議会広報特別委員長及び副委員長の互選結果報告」が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。</p> <p>議会広報特別委員会委員長に伊藤健蔵議員、副委員長に牧野圭司議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。</p>
10・11		<p>日程第10、選挙第3号「十勝圏複合事務組合議会議員の選挙」</p>
12		<p>日程第11、選挙第4号「とちろ広域消防事務組合議会議員の選挙」</p> <p>日程第12、選挙第5号「北十勝2町環境衛生処理組合議会議員の選挙」</p> <p>以上3件を一括議題とします。</p> <p>お諮りします。一括議題となっております3件の選挙の方法については、指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p>

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

十勝圏複合事務組合議会議員およびとかち広域消防事務組合議会議員、以上2組合議会の議員を兼ねて河口和吉議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました河口和吉議員を十勝圏複合事務組合議会議員およびとかち広域消防事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました河口和吉議員が2組合議会議員に当選されました。

次に、北十勝2町環境衛生処理組合議会議員に山中明裕議員、曾我弘美議員、森本真隆議員、成田哲也議員、以上の4名を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま議長が指名しました山中明裕議員、曾我弘美議員、森本真隆議員、成田哲也議員を北十勝2町環境衛生処理組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長

異議なしと認めます。

したがって、山中明裕議員、曾我弘美議員、森本真隆議員、成田哲也議員が北十勝2町環境衛生処理組合議会議員に当選されました。

以上3件の選挙について当選されました各議員が議場にいらっやいますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

暫時休憩し、2時10分より再開いたします。

午後 1時49分 休憩

午後 2時10分 再開

河口議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで各行政機関の長並びに執行関係幹部職員が出席されておりますので、紹介していただきたいと思えます。副町長、お願いします。

亀野副町長

それでは、私のほうから各職員と行政委員の職員を紹介させていただきます。

最初に、私副町長の亀野でございます。どうぞよろしく申し上げます。

続きまして、わたくしのひとつ飛んで右側になりますけども、代表監査委員の佐藤宣光でございます。

佐藤代表	佐藤宣光です。よろしくお願いします。
監査委員	
亀野	向かって右側になります、教育長の土屋でございます。
副町長	
土屋	土屋です。よろしくお願いします。
教育長	
亀野	その隣になります、教育委員会の参事の川口でございます。
副町長	
川口教育	川口です。よろしくお願いいたします。
委員会	
参事	
亀野	次にわたくしの後ろの列になります。総務課長の西野でございます。
副町長	
西野総務	西野です。どうぞよろしくお願いいたします。
課長	
亀野	隣に行きまして、地域戦略課長の小野寺でございます。
副町長	
小野寺	小野寺です。よろしくお願いいたします。
地域戦略	
課長	
亀野	次に、保健福祉課長の代理であります、福田主幹でございます。
副町長	
福田	福田です。よろしくお願いいたします。
主幹	
亀野	会計管理者の三野宮でございます。
副町長	
三野宮	三野宮です。どうぞよろしくお願いいたします。
会計	
管理者	
亀野	町民課長の吉川でございます。
副町長	
吉川	吉川です。よろしくお願いします。
町民課長	
亀野	建設課長の上山でございます。
副町長	
上山	建設課長の上山でございます。よろしくお願いいたします。
建設課長	
亀野	産業振興課長の郷原でございます。
副町長	
郷原	郷原でございます。よろしくお願いいたします。

産業振興 課長 亀野	幼児教育課長の角田でございます。
副町長 角田	角田でございます。どうぞよろしく願いいたします。
幼児教育 課長 亀野	建設課道路維持担当課長の若原でございます。
副町長 若原	若原でございます。よろしく願いします。
道路維持 担当課長 亀野	次に皆様から向かって右側に移りまして、教育課長の川岸でござい
副町長	ます。
川岸 教育課長	川岸でございます。どうぞよろしく願いいたします。
亀野	次に、給食センター長の加納でございます。
副町長 加納	加納と申します。どうぞよろしく願いいたします。
給食セン ター長 亀野	国保病院事務長の増田でございます。
副町長 増田病院	増田でございます。よろしく願いいたします。
事務長 亀野	農業委員会事務局長の加藤でございます。
副町長 加藤農委	加藤です。よろしく願いします。
事務局長 亀野	次、後ろの列に移りまして、高校事務長の木下でございます。
副町長 木下高校	木下と申します。どうぞよろしく願いいたします。
事務長 亀野	隣が特養施設長の斉藤でございます。
副町長 斉藤特養	斉藤です。どうぞよろしく願いいたします。
施設長 亀野	その隣が消防課長の仙石でございます。
副町長	

仙石 消防課長	仙石でございます。よろしくお願ひいたします。
亀野 副町長	次に議長の隣になりますが、議会事務局長の藤内でございます。
藤内 事務局長	藤内です。よろしくお願ひします。
亀野 副町長	今回、出席できませんでしたが、この他に保健福祉課長の佐藤がおりますので、よろしくお願ひいたします。改めまして、今ご紹介させていただいたメンバーで1年間務めてまいりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。
河口議長	次に、議会議員の自己紹介をしたいと思います。1番から順に今回決まった役職および所属委員会とあわせて自己紹介をお願ひいたします。
中村 副議長	今回、副議長に選任されました中村と申します。産業厚生常任委員会に所属しております。よろしくお願ひします。
森本議員	森本真隆でございます。総務文教常任委員長を務めさせていただきます。ならびに北十勝環境衛生処理組合議会議員として活動させていただきます。よろしくお願ひいたします。
山中議員	山中明裕でございます。総務文教常任委員会ならびに広報特別委員会、北十勝2町環境衛生処理組合をやらせていただきます。よろしくお願ひいたします。
矢坂議員	矢坂賢哉でございます。このたび、産業厚生常任委員長に仰せつかりました。どうぞよろしくお願ひいたします。
牧野議員	牧野圭司でございます。産業厚生常任委員会、広報特別委員会の副委員長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。
大西議員	大西米明であります。議会運営委員長をやらせていただきます。これからもよろしくお願ひいたします。
西山議員	西山伸宏です。今回、産業厚生常任委員会副委員長、広報特別委員になりました。どうぞよろしくお願ひいたします。
伊藤議員	伊藤健蔵です。総務文教常任副委員長を仰せつかりました。さらに、議会広報特別委員長を仰せつかりましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。
成田議員	成田哲也でございます。総務文教常任委員、北十勝2町環境衛生処理組合議員をやることになりました。よろしくお願ひいたします。
曾我議員	曾我弘美です。総務文教常任委員会と議会運営副委員長、北十勝2町環境衛生処理組合議員になりました。よろしくお願ひいたします。
秋間議員	秋間紘一と申します。総務文教常任委員をやります。どうぞよろしくお願ひいたします。
13 河口議長	日程第13、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

西野
総務課長

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務課長。

総務課長西野よりご説明申し上げます。

令和4年度 土幌町一般会計補正予算 第12号について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月28日付けをもって、専決処分を行いましたので、その内容について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるるものでございます。1枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億9,516万8,000円に改めたものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、令和3年度に給付事業を実施した子育て世帯生活支援特別給付金に係る補助金の精査に伴う国庫への返還金、ならびに令和3年度実施の母子保健事業に係る補助金の精査に伴う国庫への返還金について専決処分を行ったもので、3款、2項、5目、子育て支援推進費では、22節、償還金利子および割引料に、子育て世帯生活支援特別給付金補助金返還金225万円を追加、4款、1項、1目、保健衛生総務費では、22節、償還金利子および割引料に、母子保健衛生費国庫補助金返還金74万7,000円を追加し、それぞれ国庫への返還手続きを進めたところでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、4ページをご覧ください。

10款、1項、1目、地方交付税の普通交付税に、299万7,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。

河口議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。

(なし)

河口議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。討論ありますか。

(なし)

河口議長

討論なしと認め、これより承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第14、承認第2号「専決処分の承認を求めらるることについて」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。町民課長。

吉川町民課長	<p>町民課長 吉川よりご説明いたします</p> <p>令和4年度 士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月28日付けをもって専決処分を行いましたので、その内容について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。</p> <p>1 ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ10億4,929万5,000円に改めたものでございます。</p> <p>それでは歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。</p> <p>今回の補正予算につきましては、令和2年度の北海道国民健康保険保険給付費等交付金の交付額の再確定に伴い、確定額を超えて交付された交付金を返納期日までに返納するため専決処分を行ったもので、7款、1項、2目、償還金の、22節、償還金利息および割引料に、保険給付費等交付金返還金8万8,000円を追加し、特定財源として、前年度繰越金を、同額充当するものでございます。</p> <p>4ページの歳入につきましては、ただいま歳出の特定財源で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。</p> <p>以上で、説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
河口議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。</p>
河口議長	<p>(なし)</p> <p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p>
河口議長	<p>(なし)</p> <p>討論なしと認め、これより承認第2号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p>
河口議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>日程第15、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。</p>
福田保健福祉課主幹	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長佐藤に代わり保健福祉課主幹福田よりご説明申し上げます。</p> <p>令和4年度 士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和5年3月28日付けをもって専決処分を行いましたので、その内容について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。</p>

	<p>第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,963万6,000円に改めたものでございます。</p> <p>それでは、歳出からご説明いたしますので5ページをお開き願います。</p> <p>今回の補正予算につきましては、令和3年度の低所得者保険料軽減負担金の負担額の確定に伴い、超過して交付された負担金を期日までに返納するため専決処分を行ったもので、5款1項2目償還金の22節償還金利子および割引料に国庫負担金返還金14万7,000円を追加し、特定財源として、前年度繰越金を同額充当するものであります。</p> <p>4ページの歳入につきましては、ただいま歳出の特定財源で説明いたしましたので、省略させていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
河口議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>(なし)</p>
河口議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
河口議長	<p>討論なしと認め、これより承認第3号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>日程第16、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。</p>
西野 総務課長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。</p> <p>総務課長西野よりご説明申し上げます。</p> <p>令和4年度士幌町一般会計補正予算第13号について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月30日付けをもって、専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。</p> <p>1枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,760万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ82億6,276万9,000円に改めたものでございます。</p> <p>それでは、歳出からご説明いたしますので、10ページをご覧ください。</p> <p>2款、1項、13目、財政調整基金費では、24節、積立金に基金積立金5,000万円を追加するもので、決算剰余金による積立てを行うものでございます。</p>

次に、14目、愛のまち建設基金費では、指定寄附金を基金に積み立てるものですが、一般分、ならびに企業版のふるさと納税の寄附実績等を踏まえ、24節、積立金に、基金積立金1,760万1,000円を追加するもので、特定財源として、指定寄附金を同額充当するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、7ページをご覧くださいます。

7ページ上段の、2款、1項、1目、自動車重量譲与税から、1枚おめくりいただき、9ページまで移りまして、9ページ上段の、10款、1項、1目、地方交付税まで、いずれも交付額の確定に伴い、それぞれ増額、または減額するものでございます。その下の、17款、1項、2目、指定寄附金は、寄附金額の実績により、1,760万1,000円を追加し、18款、1項、3目、財政調整基金繰入金を、2億円減額、20款、5項、5目、雑入の備荒資金組合納付還付金を、4,520万2,000円減額し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり承認いただきますよう、お願い申し上げます。

河口議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。

(なし)

河口議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

河口議長 討論なしと認め、これより承認第4号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第17、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

西野 総務課長西野よりご説明申し上げます。

令和5年度 土幌町一般会計補正予算 第1号について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年4月12日付けをもって、専決処分を行いましたので、その内容について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりいただき、1ページをご覧くださいます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,168万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ76億8,868万5,000円に改めたものでございます。

	<p>それでは、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。</p> <p>今回の補正予算につきましては、今月23日から開始する新型コロナワクチンの接種、いわゆる令和5年春開始接種の実施に必要な費用として、合計1,168万5,000円を計上し、専決処分を行ったもので、4款、1項、6目、コロナワクチン接種事業費において、1節、報酬から、8節、旅費までは、予防接種被害調査委員会委員、並びに、会計年度任用職員の報酬、職員手当、共済費、費用弁償を合わせて、104万1,000円を追加、10節、需用費では、消耗品費と医薬材料費を合わせて26万8,000円、11節、役務費では、郵便料や電話料などを合わせて40万9,000円、12節、委託料では、健康管理システム改修委託料など、合わせて、989万円を追加、13節、使用料および賃借料には、会議室使用料7万7,000円を追加するもので、特定財源としてコロナワクチン接種対策費負担金、456万7,000円、コロナワクチン接種体制確保補助金、711万8,000円を充当するものでございます。</p> <p>4ページの歳入につきましては、ただいま歳出の特定財源で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。</p> <p>なお、6ページから8ページにかけては、特別職、一般職の、給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上で、説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり承認いただきますよう、お願い申し上げます。</p>
河口議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
河口議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
河口議長	<p>討論なしと認め、これより承認第4号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>日程第18、議案第1号「監査委員の選任について」を議題といたします。</p>
河口議長	<p>牧野圭司議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席を求めます。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>午後 2時27分 休憩</p> <p style="text-align: right;">(牧野議員退席)</p>
河口議長	<p>午後 2時28分 再開</p> <p>休憩前に引き続き会議を再開します。</p>

高木町長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。</p> <p>議案第1号につきましては、人事案件で監査委員の選任についてありますけれども、議員のうちから選任する監査委員につきまして、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。</p>
河口議長	<p>選任する監査委員につきましては、土幌町字中土幌東1線113番地、牧野圭司議員でありますので、同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明に代えさせていただきます。</p>
河口議長	<p>説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第1号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>午後 2時29分 休憩</p> <p style="text-align: center;">(牧野議員入場)</p>
河口議長	<p>午後 2時30分 再開</p> <p>休憩前に引き続き会議を再開します。</p> <p>日程第19、議案第2号「物品購入契約の締結について」を議題とします。</p>
亀野副町長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>それでは、議案第2号の説明をさせていただきます。まず最初に、議案と説明資料を使いながら説明をさせていただきたいと思えます。</p> <p>議案の2ページをお開き願います。議案第2号「物品購入契約の締結について」説明をいたします。</p> <p>この議案につきましては、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。</p> <p>契約の目的につきましては、除雪車両の更新に伴う、除雪ドーザの購入に係るものでありまして、契約の方法は指名競争入札、契約の相手方は、帯広市西24条北1丁目3番4号、コマツ道東株式会社帯広支店、支店長山中重幸であります。契約の金額は、1千194万6,000円であります。</p> <p>説明資料の1ページをご覧ください。入札執行日時、令和5年4月27日、指名業者はコマツ道東株式会社帯広支店含め、記載してあります全部で3社でございます。入札経過は第1回落札、予定価格は1,349万7,000円、落札率は88.51%、最高入札金額は1,364万円でありました。概要につきましては、5トン級車輪式マルチプラウ1両です。納入期限は、令和6年3月31日であります。</p>

河口議長	<p>以上で議案第2号の説明といたします。</p> <p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
河口議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
河口議長	<p>討論なしと認め、これより議案第2号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第20、議案第3号「土幌町町税条例等の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p>
亀野副町長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第3号土幌町町税条例等の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p>
	<p>この改正につきましては、地方税法等の改正を規定するため、条例を改正するものでありまして、個人町民税、軽自動車税および固定資産税の一部の改正するものであります。</p>
	<p>説明資料は2ページから要旨および新旧対照表を載せてございますが、3ページからの令和5年度税制改正の要旨で説明させていただきますので、説明資料の3ページをご覧ください。</p>
	<p>改正内容につきましては、税目・改正項目毎に説明申し上げますが、適用期日等につきましては一番右の欄をご参照願います。それでは、個人町民税に係る改正の1、町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書については、その申告書に記載する事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合は、その異動がない旨の記載ができる規定を新設に併せ、記載事項の簡素化および公税の措置を講じるものでございます。</p>
	<p>次に2の配当割額または株式等譲渡所得割額の控除から6の給与所得および年金所得に係る特別徴収額の普通徴収税額への繰入れまでは、森林環境税の導入に伴う納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加し、個人の町民税および道民税に併せて、国税である森林環境税を賦課徴収する規定を新たに設けたことに伴い、諸用の改正を行うものでございます。</p>
	<p>次に下段の7肉用牛の売却による事業所得に係る特例につきましては、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例、肉免の適用期限を3年延長し、令和9年まで延長するものでございます。次のページ4ページをご覧ください。</p>
	<p>上段の8優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期</p>

譲渡所得に係る特例につきましては、要件の見直しを行った上で、適用期限を3年延長し、令和8年度まで延長するものでございます。

続きまして軽自動車税に係る改正では、1の環境性能割および種別割の賦課徴収の特例につきましては、自動車メーカー等の不正行為を禁止し、軽自動車環境性能割、種別割の納付不足額の徴収が生じた場合における当該自動車メーカー等が納付すべき納付不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げるものでございます。次に2の種別割の税率につきましては、改正道路交通法において現行の原動機付自転車とは区分して、新たに特定小型原動機付自転車いわゆる一定の要件を満たす電動キックボード等が創設されたことに伴い、種別割区分についてミニカーの区分から三輪以上の特定小型原動機付自転車を除外し、新たに原動機付自転車の区分を設けるものでございます。次に3の種別割の税率の特例につきましては、燃費性能等の優れた自動車を取得した翌年度の軽自動車税取得割の税率を燃費性能等に依じて軽減する特例、グリーン化特例の適用期限について25%軽減の営業用乗用車においては2年、50%軽減の営業用乗用車および75%軽減の電気自動車等は3年、それぞれ期限を延長するものでございます。次に4の環境性能割の非課税および5の環境性能割の税率の特例については、最初の車検を受けた年日が令和3年4月1日から令和5年3月31日の自家用車について、グリーン化特例適用対象は電気自動車および天然ガス軽自動車に限定されたことに伴い、臨時的軽減措置に係る規定を削除いたします。

続きまして固定資産税に係る改正で、1の新築住宅等に対する減額の規定につきましては、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する税額の減額措置が創設されたことに伴い、それを受けようとする者がすべき申告について規定を新たに追加するものでございます。その他につきましては、引用条項や文言の整理でございます。

以上議案第3号の説明といたします。

河口議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。

(なし)

河口議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

河口議長 討論なしと認め、これより議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第4号「土幌町国民健康保険税条例の一部を改正す

亀野副町長

る条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

議案第4号土幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案について説明をいたします。

令和5年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の課税限度額および軽減判定所得の基準がそれぞれ変更されたことに伴い、令和5年3月31日付けをもって地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日に施行されたものでございます。これを受けまして、本町においても土幌町国民健康保険税条例の一部を改め、併せて規定の整備・適正化のための改正や新型コロナウイルス感染症に係る減免の期間を延長する改正を行うものでございます。

それでは説明資料の25ページをご覧ください。新旧対照表は26ページから33ページになりますが、本ページをとおして説明させていただきます。主な改正内容ですが、(1)の後期高齢者支援金分の課税限度額について、現行の20万円から2万円引き上げ22万円と改めます。次の(2)では、世帯主および被保険者の合計所得額が一定額以下の場合、保険料の算定軽減を図るため、軽減措置の対象となる世帯について、軽減判定所得の元となる所得判定基準額を引き上げるもので、5割軽減で現行の28万5,000円を29万円に、2割軽減では52万円を53万5,000円に改めるものでございます。(3)では、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定以上の収入が減少した方を対象に令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料減額してきましたが、令和4年度以前の保険税があつて令和5年4月以降に納期限が到来するものについて減額措置を延長するものでございます。なお、感染症法の五類感染症と変更となったため、新型コロナウイルス感染症に対する軽減は令和4年度賦課分で終了となります。これ以外につきましては、地方税法の改正に伴う一部文言を整理したものでございます。議案の11ページに戻っていただきまして、附則でございますが、施行期日は公布の日から施行し、改正後の第2条第3項、第23条第1項、同項第2号および第3号ならびに附則第14項の規定は、令和5年4月1日から適用するものであります。

以上で議案第4号の説明といたします。

河口議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。

(なし)

河口議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

河口議長

討論なしと認め、これより議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

		(異議なし)
22	河口議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第22、議案第5号「土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀野副町長	議案第5号土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。この改正につきましては、議案第4号と同様これまで新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した方を対象に令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料を減免してきてまいりましたが、このたび令和4年度以前の保険料があつて令和5年度末の資格を取得したことなどにより令和5年4月以降に納期限が到来するについて軽減措置を延長するものでございます。なお、令和5年5月8日に感染症法の五類感染症に変更となったため、新型コロナウイルス感染症に対する減免は令和4年度賦課分で終了となります。 それでは、説明資料の35ページをご覧ください。改正案の下線部分になりますが、附則第7条第2項中の同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除くの次におよび令和4年度以前の年度分の保険料であつて令和5年4月1日以降に納期限が定められているものを加え、一部文言を改めております。議案の12ページに戻っていただきまして、附則の施行期日ですが公布の日から施行し、改正後の附則第7条第1項の規定は、令和5年4月1日からとするものでございます。 以上で議案第5条の説明といたします。
	河口議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。
	河口議長	(なし) 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
	河口議長	(なし) 討論なしと認め、これより議案第5号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
23	河口議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第23、議案第6号「令和5年度土幌町一般会計補正予算第2号」を議題といたします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。
	西野総務課長	総務課長西野よりご説明申し上げます。 議案第6号令和5年度土幌町一般会計補正予算第2号ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、3億678万5,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額をそれぞれ、79億9,547万円に改めようとするものです。

それでは、歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

3款、1項、1目、社会福祉総務費では、国による追加の物価高騰対策として措置された子育て世帯生活支援特別給付金に係る事務費用として、11節、役務費の郵便料および口座振替手数料を合わせて5万円を追加し、特定財源として、子育て世帯生活支援特別給付事業補助金を、同額充当するものでございます。

次に、10目、居宅介護支援事業費では、4月の人事異動に伴うもので、介護支援専門員1名分の介護支援専門員証の更新に係る費用として、10節、需用費に、更新研修資料代として消耗品費9,000円、18節、負担金補助および交付金に更新研修受講料として、各種研修会負担金4万5,000円を追加するものでございます。

次に、2項、3目、へき地保育所費では川西へき地保育所における床暖房設備の故障に伴う修繕、ならびに上居辺へき地保育所における保育室の床材の劣化と、床暖房システムの基盤故障に対応する修繕費用として、10節、需用費の修繕料に合わせて112万5,000円を追加するものでございます。

次に、5目、子育て支援推進費では、子育て世帯生活支援特別給付金の給付に要する費用と併せて、国の給付対象とならない世帯にも町独自の基準を設け給付を行うための費用を上乗せし計上するもので、18節、負担金補助および交付金に子育て世帯生活支援特別給付金400万円を追加し、特定財源として、子育て世帯生活支援特別給付事業補助金を300万円充当するものでございます。

次に、6款、1項、3目、農業振興費では、品種に応じた最適な施肥の実施やスマート農業技術を活用した生産の高度化・省力化など、国産の麦・大豆の生産性向上に向けた取組みを支援する補助事業の採択に伴い、18節、負担金補助及び交付金に、土幌町農業再生協議会への補助金として、麦・大豆生産技術向上事業補助金2億9,455万6,000円を追加し、特定財源として、麦・大豆生産技術向上事業補助金を同額充当するものでございます。

次に、7ページに移りまして、8款、5項、2目、住宅建設費では、本年度当初予算に計上した公営住宅中土幌新南団地の整備に係り、昨今の物価上昇の影響により、予算編成時に見込んだ設計金額を上回る金額の上昇が見られるため、その不足する費用として、14節、工事請負費に公営住宅建設工事700万円を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、5ページをご覧ください。

特定財源につきましては、歳出予算でそれぞれ説明しておりますの

福 田
保健福祉
課 主 幹

で、一般財源のみ説明いたします。

19 款、1 項、1 目、繰越金の前年度繰越金に、917 万 9,000 円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、引き続き主要の施策について、保健福祉課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議案の説明資料 36 ページ子育て世帯生活支援特別給付金について、保健福祉課長佐藤にかわり、保健福祉課主幹福田からご説明いたします。

この事業につきましては、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に給付金を交付し、経済的な負担軽減を図ることを目的に、国事業に併せて町単独事業で一部拡大し実施するものであります。

事業の概要ですが、支給対象者は、1 つ目が令和 5 年 3 月分の児童扶養手当受給者、いわゆるひとり親手当の受給者の方、2 つ目が令和 4 年度に実施した子育て世帯生活支援特別給付金の対象となった方、言い換えますと令和 4 年度の住民税均等割が非課税となった方、3 つ目が令和 5 年 1 月以降に物価高騰の影響により住民税均等割非課税相当の所得となる方、4 つ目が新たに令和 5 年度住民税均等割非課税となった方で児童手当、ひとり親手当である児童扶養手当、障がい児手当である特別児童扶養手当受給者となります。このうち 1 つ目の①令和 5 年 3 月分の児童扶養手当受給者については北海道から直接支給され、町からは残りの②～④を支給します。

また、①～③については国事業として実施され、④については町単独事業として対象者を拡大するものであります。

支給対象児童については、記載のとおりですが、①および②については国事業、③の令和 6 年 3 月に生まれた児童については、国事業の対象外となりますので、町単独事業として拡大するものであります。支給額は、対象児童 1 人当たり 5 万円で、予算計上額は児童 80 人を想定して事業費で 400 万円、事務費として郵送料、振込手数料 5 万円を計上しております。

なお、これらの事業は前年度の事業と同様、対象者に可能な範囲で町が把握している口座への振り込みをあらかじめ通知する方式での支給を行うことにより、申請などの負担軽減を図っていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

河口議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。

伊藤議員

9 番、伊藤議員。

ただいまの説明で、町の単独事業の内容だったんですけど、この部

	分については、国の方が300万の補助金で400万みえますから差し引き100万ということだと思んですが、そうすると対象が1人当たり5万円ですと20件くらいは町単独で持ちますという理解でよろしいでしょうか。
福田 保健福祉 課主幹 河口議長	保健福祉課主幹福田より回答申し上げます。対象児童は20名を想定しております。
	他に質疑ございませんか。 (なし)
河口議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (なし)
河口議長	討論なしと認め、これより議案第6号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
河口議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第24、議案第7号「令和5年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号」を議題といたします。
	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。
吉川 町民課長	町民課長吉川から、議案第7号、令和5年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。 第1条、歳入歳出予算の補正の款・項の区分ごとの金額を、それぞれの額に改めようとするもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。 歳入からご説明しますので4ページをお開き願います。 1款1項1目、国民健康保険税は、先ほど議案第4号で可決決定いただきました、国民健康保険税の後期高齢者支援金分の課税限度額の引き上げに伴い、2節後期高齢者支援金分488万円の増額を見込み6款2項1目1節、国民健康保険準備基金繰入金を歳入の調整として、同額減額するものであります。 5ページに移りまして、歳出では収支の均衡を図るため、3款1項1目、国民健康保険事業費納付金を同額、財源補正するものであります。 特定財源につきましては、歳入でご説明しましたので省略させていただきます。 以上で、説明を終わります。よろしくご審議のうえ、可決決定賜りますようお願い申し上げます。
河口議長	説明が終わりでしたので、これより質疑を行います。ございませんか。 (なし)

河口議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
河口議長	<p>討論なしと認め、これより議案第7号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>「閉会中の継続調査申出書」を議題といたします。</p> <p>議会運営委員会の委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中継続審査申出書がございます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。</p> <p>以上で本臨時会に付議された事件は全て終了しました。</p> <p>これをもって令和5年第2回土幌町議会臨時会を閉会します。</p> <p>(午後 2時57分)</p>

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

臨時議長

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員